

[事案 2023-117] 入院給付金支払請求

・令和6年2月15日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効と給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

神経核内封入体病、症候性てんかんにより入院したため、令和3年3月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約解除を無効として、給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、持病があっても加入できる保険として、本契約を紹介された。
- (2) 告知に際し、募集人に対して、神経核内封入体病の疑いがあり、主な症状は頭痛であることを伝えたとところ、告知書には頭痛と書くように言われた。
- (3) 告知書に「皮膚生検」と記載されているのであれば、保険会社は契約時に何らかの病気であることを疑うべきである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から神経核内封入体病について伝えられておらず、告知誘導に関する事実は確認できない。
- (2) 申立人は、令和元年3月に医師から神経核内封入体病と告げられており、また告知3か月前の令和2年11月にも受診しており、告知をすることは容易であった。
- (3) 頭痛および皮膚生検については告知されているが、検査結果については、「異常なし」、「平成31年3月に完治」と告知されているため、この告知内容で追加告知を求めることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況を把握するため、申立人代理人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方で、募集人による不告知教唆は認められず、契約解除の無効および入院給付金の支払いは認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人から症状の説明を受け、また検査入院をし、皮膚生検等をしていること等も説明を受けていることから、正確な告知のための慎重な対応が望まれた。
- (2) 告知書の詳細記入欄には完治に丸がなされている一方、募集人が作成した「お申込み前確認シート」の1回目の面談記録には、経過観察に丸がされており、なぜこのような齟齬が生じたかという経緯については明らかではなく、告知書に病名として頭痛と書くのは不自然な面もあるものの、その経緯についても明らかではない。
- (3) 申立人は、持病があっても加入できる保険を探しており、募集人も申立人に頭痛があるこ

とを前提に複数社の保険加入の可否を検討しており、仮に保険に加入できたとしても、告知義務違反により解除される、あるいは責任開始期前発病に該当して給付金等が支払われないリスクが想定されるが、募集人から、これらのリスクについての説明が十分になされていたかという点についても、明らかではない。

- (4) 本件では、以上のような疑問点について、募集人の事情聴取を行って確認する必要があったが、退職等の理由により実施することができなかった。しかしながら、実際の経緯は不明である点が多いものの、本件募集における募集人の行為が適切なものではなく、そのことが本件紛争の原因となった可能性は否定できない。